

山形県障がい者差別解消強化月間実施要綱

1. 趣 旨

障がいを理由とする差別解消の推進を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月1日に施行されました。本県では「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を法律と同日に施行し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり県民会議」（以下、「県民会議」。）を設置し、県民総参加による取組みを進めています。

共生社会の実現のためには、県民一人ひとりが障がいや障がいのある人について正しい知識と理解をもつことが大事であり、県民一人ひとりに興味・関心をもっていただくことが重要です。そのため、障がいを理由とする差別解消の取組みが県民総参加の取組みとなるよう、「山形県障がい者差別解消強化月間」（以下、「障がい者差別解消強化月間」。）を設定し、周知啓発等を集中して実施します。

- ## 2. 期 間
- 令和6年12月1日（日）から令和6年12月31日（火）まで
（ 令和6年12月3日（火）から12月9日（月）は、国の障害者週間 ）

3. 実施事業

県では、市町村及び県民会議構成団体等と連携し、障がい者差別解消強化月間の期間中、以下の事業を行います。

（1）イベントによる周知啓発

- ① 心の輪を広げる障がい者理解促進事業表彰式の実施
障がいのある人ない人との心のふれあい体験を綴った「心の輪を広げる体験作文」と、障がいのある人に対する国民の理解を広めるための「障害者週間ポスター」の最優秀作品の表彰（令和6年12月13日（金） 県庁）
- ② 心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター優秀作品展
（12月3日～13日 県庁ロビー、以後各総合支庁を巡回展示）
- ③ 一歩2（いっぽいっぽ）フェスタ2024【最上総合支庁】
最上地域の障がい者福祉事業所の活動紹介や利用者の作品展示等
（12月7日～12日 新庄市ゆめりあ「花と緑の交流広場」）

(2) その他各種広報媒体を活用した周知啓発

- ① 障がい者差別解消を周知するためのポスター及びパンフレット、啓発物品の配布
- ② 児童向け「障がいのある人もない人も共に生きる社会を作るための手引き」の配布
(主に小学校3年生を対象に配布)
- ③ 県の広報媒体を活用した障がい者差別解消の周知
- ④ 強化月間を中心に実施される県・市町村等主催の関連行事の紹介
(県ホームページ)